

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1335	令和元/8/7	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	都民の声カードに作成した都民の意見が、個人情報になると分かるもの、又、根拠資料を求める。 例示：情報公開課の中央研修資料の該当。等々。	平成31/4/9	却下	【対象公文書】 東京都情報公開条例（平成11年3月19日東京都条例第5号） 【却下の理由】 開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧できる情報と同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項により開示しないものであるため	処分取消求める。（個人情報の定義：東京都個人情報保護条例第2条2号。但し、都政への意見は個人情報除外。） 公開条例第7条2号は、個人情報保護条例第2条2号―3（手引部分）の判断。「意見」は居住区・氏の非開示で、誰の意見か分からない。同局（本件の）広聴は「居住区・氏」以外の開示している。又、意見は、憲法第19条言論の自由。	本件開示請求の内容は、都民の声カードに記録された都民の意見が個人情報であることの根拠が分かる文書を求めるものである。 東京都情報公開条例（以下「条例」という。）では、第7条第2号において「個人情報」の定義について、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」と規定していることから、都民の声カードに記録された都民の意見が個人情報であることの根拠が分かる文書を条例と特定した上で、条例は、東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧できる情報であるため、条例第18条第2項の規定に基づき、却下処分とした。
2	1375	令和元/9/26	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課	生活福祉部保護課及び地域福祉課民生委員・児童委員担当 上課・上担当の業務上、都民の個人情報を扱う・扱っていることが分かるもの求める。	令和元/7/1	却下	【対象公文書】 保有個人情報取扱事務届出事項（局内共通分及び生活福祉部地域福祉課分） 【却下の理由】 当該公文書については、都民情報ルームでその目録を閲覧に供しているほか、東京都ホームページに掲載しており、インターネットの利用により公表を行っている情報であることから、東京都情報公開条例第18条第2項に該当するため	処分取消求める。一般公開のものは、公開条例第34条・第36条実施義務負う。（情報提供） 民生委員について・職員について、案件は、都民の個人情報扱い不可能。公文書異なる民生委員・児童委員担当は、東京都組織規定従え。個人情報は、本人同意の元の収集制限：個人情報保護条例第4条（手引き） 全く分からない弁明書の為、取り扱いの事例等の時系列から説明せよ。〇〇は、接遇悪く、服務規律の履行欠く。公務員失格。（部内の整合性欠く。） 中央法規出版の販売（公費購入）は、情報提供の義務負う。又、保有の隠ペイとなる。	当該請求内容に係る公文書は、「保有個人情報取扱事務届出事項（局内共通分及び生活福祉部地域福祉課分）」となるが、当該公文書については、都民情報ルームでその目録を閲覧に供しているほか、東京都ホームページに掲載しており、インターネットの利用により公表を行っている情報であることから、条例第18条第2項に該当するため、却下となる。
3	1376	令和元/9/26	福祉保健局 生活福祉部 保護課	生活福祉部保護課及び地域福祉課民生委員・児童委員担当 上課・上担当の業務上、都民の個人情報を扱う・扱っていることが分かるもの求める。	令和元/7/2	却下	【対象公文書】 保有個人情報取扱事務届出事項（局内共通分及び生活福祉部保護課分） 【却下の理由】 当該公文書については、都民情報ルームでその目録を閲覧に供しているほか、東京都ホームページに掲載しており、インターネットの利用により公表を行っている情報であることから、東京都情報公開条例第18条第2項に該当するため	処分取消求める。東京都組織規定に従え。本件は、「公開条例第3条・6条・34条・36条違反」又、公開条例第1条目的・第2条定義欠如。制度上の不法行為。 但し、東京都個人情報保護条例は、本人の同意による個人情報の収集規定。寄って、本件上記個人情報保護条例違反。行政不服審査法第84条違反。 特定の識別する個人情報の収集目的不明な業務ある。	本件開示請求の内容は、「生活福祉部保護課の業務上、都民の個人情報を扱う・扱っていることが分かるものを求める。」であり、当該請求内容に係る公文書は、「保有個人情報取扱事務届出事項（局内共通分及び生活福祉部保護課分）」となるが、当該公文書については、都民情報ルームでその目録を閲覧に供しているほか、東京都ホームページに掲載しており、インターネットの利用により公表を行っている情報であることから、条例第18条第2項に該当するため、却下となる。
4	1396	令和元/10/29	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	情報公開条例第7条2号は、個人情報保護条例第2条同じく分かるもの求める。	令和元/7/5	却下	【対象公文書】 ○東京都情報公開条例（平成11年3月19日東京都条例第5号） ○東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日東京都条例第113号） 【却下理由】 開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧できる情報と同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項により開示しないものであるため	処分取消求める。○生広情第○号「不」件の相反する本件。請求事項と決定事項の整合性分ならず、公開条例第1条目的反す。東京都情報公開事務手引・東京都個人情報保護手引、中央研修資料からの決定求める。 「公開条例第1条目的」従え。「東京都組織規定」従え。「東京都情報公開条例第6条」従え。※同条例第34条・第36条従え。「サービスの原則」従え。「信義則」忘れるな。 東京都の統一性の確保求める。	請求に係る二つの条例のうち、審査請求人が挙げている双方の条項が同じであるかどうかは、当該両条例の該当部分を参照することにより明らかになるところ、当該両条例については、東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧することができるものであることから、東京都情報公開条例第18条第2項の規定に基づき、却下処分とした。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
5	1413	令和元/12/2	福祉保健局 総務部 職員課	東京都個人情報保護に関する条例第3条実施機関は、都民の自己情報の誤った作成①をその後の自己情報の訂正したもの②の2部（2点）保有の場合の庁内外への内部提供・外部提供は、①、又は、②のいずれを扱うのか分かるもの求める。	令和元/10/2	却下	【対象公文書】 東京都個人情報保護に関する条例 【却下理由】 東京都個人情報保護に関する条例第7条第1項により、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つことが規定されており、また、同条第3項により、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄することが規定されている。 当該条例の規定が対象の公文書となり、これは、東京都情報公開条例第18条第2項の「インターネットによる公表情報等」に該当するため。	処分取り消し求める。条例上は、正確の規定。不正確（誤るもの）の規定欠く。正確なもの・不正確なもの、2部保有可の規定欠如。一般公開の説明義務有。※〇〇区は、不正確（誤ったもの）作成した庁内使い回す、オンブズマン委員まで、不正確作成渡る。	本件開示請求の対象は、「東京都個人情報保護に関する条例第3条の実施機関は、①誤った個人情報と、②誤りについて自己情報の訂正を行った後の個人情報が存在する場合、庁内外への内部提供・外部提供にあたっては①又は②のいずれを使用するか分かる文書」であり、このことについては、東京都個人情報の保護に関する条例第7条第1項により、保有個人情報を、正確かつ最新の状態に保つことが規定されており、また、同条第3項により、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄することが規定されているため、東京都個人情報の保護に関する条例が対象の公文書となる。 東京都個人情報の保護に関する条例は、条例第18条第2項に定める「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書」に該当することから、本件却下処分は違法又は不当な点は認められない。
6	1426	令和2/1/8	生活文化局 総務部 総務課	生活文化局総務部総務課人事担当は、職員研修資料の請求者の自己情報求める根拠分かるもの求める。	令和元/10/11	却下	【対象公文書】 東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日付11政都情第389号） 【却下理由】 開示請求予定事項の確認は、「東京都情報公開事務取扱要綱第3公文書の開示事務 1 事前案内（1）開示請求の手続」に基づき行ったものである。 当該要綱は、東京都公式ホームページにおいて閲覧できるため、東京都情報公開条例第18条第2項により開示を行わない。	処分取り消し求める。公開条例第1条・第34条等示す。電話請求不可の為、電話上の請求やり取りした〇〇主任の苦情処理等シートは、苦情の扱い（〇〇職員について）であり、請求人の自己情報とはならない。 請求時の説明義務欠如。（適宜的確な情報提供欠如）※東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3に従え、（都民目線欠如である。） 地方公務員法第35条とうりなら、口頭説明で足りる。 又、サービスの原則従えば、電話問答で足りる。	本件処分は、審査請求人から受けた「職員研修資料の開示請求手続きを行うに当たり事前に電話連絡をした際、生活文化局総務部総務課人事担当が、「請求予定事項」の確認を行う根拠を求める」趣旨の開示請求に対して、「東京都情報公開事務取扱要綱第3 公文書の開示事務 1 事前案内（1）開示請求の手続」が根拠にあたるものとして、当該要綱を対象公文書として特定したものであり、当該要綱は東京都公式ホームページにて閲覧に供されているため、東京都情報公開条例第18条第2項に基づき却下処分としたものである。 したがって、本件処分は適正になされたものであり、違法または不当な点はない。
7	1465	令和2/3/2	総務局 総務部 法務課	外国籍の生活保護の審査請求の取り扱いの分かるもの求める。（審査庁のもの）	令和元/12/16	却下	【対象公文書】 生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて（平成22年10月22日 社援保発1022第1号、各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局保護課長通知） 【却下理由】 開示請求に係る対象公文書は、「生活保護関係法令通知集（平成30年度版）」（中央法規出版株式会社）1865頁から1867頁までに掲載されており、同図書は都の図書館等において閲覧することができる。 そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定する一般に閲覧させ又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書に該当し、開示請求の対象とはならない。	処分の取り消し求める。販売のものを請求していない。（国の通知求めた。） 〇月〇日は、〇〇主事が、平成22年10月22日付社援保発1022第1号の提示有。 〇〇主任は、公開条例第1条目的反する情報提供拒む公務員倫理の欠如。しかも、〇〇主事への、一部抜粋の庁内提供する不作為。 販売書店探してまで、都民の購入求めたり、都民の調べる資料での特定求めたり、そもそも情報公開制度（公開条例第1条目的の大原則）の完備する都の義務有り、「知る権利」が、情報提供示している。	本件開示請求に係る対象公文書である「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて（平成22年10月22日 社援保発1022第1号、各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（以下「本件対象公文書」という。）は生活保護関係法令通知集（平成30年度版）（中央法規出版株式会社）、にその内容が記載されている。 また、本件開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名」は「審査庁のもの」と特定されているところ、東京都知事に対する審査請求に係る審査庁の事務を所管している総務局総務部法務課において業務で用いている公文書も同図書である。 なお、令和〇年〇月〇日に請求人が来庁した際に提示した公文書も同図書の該当頁を複写したものである。 実施機関は、上記のことから、本件開示請求の対象とな

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
									る公文書として、本件対象公文書（令和〇年〇月〇日來庁時に審査請求人に提示した上記の図書に掲載された通知と同じもの）を特定した上で、同図書が都の図書館等において閲覧可能な状態であったため、条例18条2項の規定に基づき却下の決定をしたものである。
8	1355	令和元/8/28	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	購入（公費の支出）した業務上扱う文献等は、情報公開制度上除外か否か分かるものを求める。	令和元/5/22	却下	【却下の理由】 東京都情報公開条例第6条第1項は、公文書の開示の請求方法を定め、開示請求は同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならないとし、同項第3号で「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載について定めている。本件開示請求においては、請求内容特定のために、補正書の提出依頼を行い、開示請求者より補正書の提出を受けたが、補正書の内容を確認しても、請求内容の趣旨を把握することが出来なかったため、同号の「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができないと認められたことから、開示請求を却下するものである。	処分取消を求める。公費購入類（書籍等文献）は、可視化義務第1条目的。その為、非開示根拠欠如。情報提供拒む法的根拠欠如。 説明義務・知る権利の保障は公務員の義務。 請求時点の調整欠いた本件（不作為）である。※保有不 知な都民（請求者）への不実行為。	本件請求内容では、対象公文書の特定ができなかったため、審査請求人より補正書を収受したが、その記載内容からも、請求内容の趣旨を確認することができなかった。 以上より、本件開示請求書には、東京都情報公開条例第6条第1項第2号に定める「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載がなく、また、審査請求人に対して補正を求めたが、これに応じない旨確認したため、対象公文書の特定ができないことを理由に、同項に基づき、開示請求却下決定を行った。
9	1500	令和2/6/12	総務局 人権部 人権施策推進課	令和元（2019）年11月「みんなの人権」36頁の「人種差別撤廃条約」※日本は、この条約の締結に当たって第4条(a)及び(b)に留保を付しています。記載の法的根拠、並びに引用元を求める。別添の法務省の資料内の一部示す。※ヘイトスピーチ解消法	令和2/2/3	却下	【却下の理由】 請求に係る記述については、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」について定めた平成7年12月20日付けの外務省告示第674号の内容をもとに記載したものであり、東京都情報公開条例第2条第2項第1号に該当するため、開示請求の対象とはならない。	処分の取り消しを求める。「ヘイトスピーチ許さん」法務省ポスター反する。 「みんなの人権」各年度版の36頁は、外務省告示第675号欠く。又、「情報公開制度」の真の目的欠く。更に情報提供欠く。東京都情報公開条例第1条違反、第6条違反、第34条、第35条、第36条違反。 処分庁は、特別永住者の特例法の否認示す。 地方公務員法第36条反する。「ヘイトクライム」・「ヘイトスピーチ」の公明正大な周知の日本語訳不知・無知の処分庁職員らに対して、特別職公務員の委員方々は、判例従う答申求める。	本件開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内容欄」には、「令和元（2019）年11月「みんなの人権」36頁の「人種差別撤廃条約」※日本はこの条約の締結に当たって第4条（a）及び（b）に留保を付しています。」記載の法的根拠、並びに引用元を求める。」と記載されていたが、請求に係る記述については、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」について定めた平成7年12月20日付けの外務省告示第674号の内容をもとに記載したものであり、東京都情報公開条例第2条第2項第1号に該当するため、開示請求の対象とはならない。